

社会福祉法人フジ福祉会 報酬等支給基準規定

(目的)

第1条 この規定は、社会福祉法人フジ福祉会（以下「法人」という。）の定款第九条および定款第二四条の規定に基づき、評議員および役員等の報酬等並びに費用弁償に関する必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員等とは、理事及び監事をいう。
- (2) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する旅費（交通費、旅費等）等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

(評議員および役員等の報酬額の支給)

第3条 評議員および役員等の報酬額は、無報酬とする。

(費用弁償の支給)

第4条 当法人は評議員及び役員がその職務の執行にあたって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては、前もって支払うことができるものとする。

- 2 評議員及び役員には、出張に要する旅費（交通費、宿泊費等）を、役員等旅費規程に準じて支給することができる。

(公表)

第5条 この規定をもって、社会福祉法第五十九条の二第三項に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第6条 この規定の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補足)

第7条 この規定の実施にあたり必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附則

- 1 この規程は、令和2年4月1日より施行する。